

2012年1月

『オ リ オ ン』  
無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)  
ご 契 約 者 各 位

ジブラルタ生命保険株式会社  
(旧エイアイジー・スター生命保険株式会社)

本資料をご覧いただく際の留意事項

旧エイアイジー・スター生命保険株式会社（以下、旧スター生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧AIGエジソン生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧スター生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

[注] 現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社  
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター  
(旧スター生命専用ダイヤル)  0120-160-414

受付時間 月～金 9:00～18:00  
土 9:00～17:00  
(日・祝・12/31～1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。  
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

| ★支払事由について |           |  |               |          |
|-----------|-----------|--|---------------|----------|
| 区分        | お支払事由     | お支払額   | 受取人           |          |
| 年金        | 保証期間付終身年金 | 1.保証期間中<br>被保険者が、年金開始日および年金支払日に生存していたとき<br>2.保証期間経過後<br>被保険者が、年金支払日に生存していたとき | 年金額           | 年金受取人    |
|           | 確定年金      | 被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存していたとき   |               |          |
| 死亡時金      | 保証期間付終身年金 | 被保険者が、年金開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日までの間に死亡したとき                                      | 保証期間中の未払年金の現価 | 死亡給付金受取人 |
|           | 確定年金      | 被保険者が、年金開始日以後、年金支払日の前日までに死亡したとき  | 未払年金の現価       |          |
| 死亡給付金     |           | 被保険者が、年金開始日前に死亡したとき  | 積立金相当額        | 死亡給付金受取人 |
| 災害死亡給付金   |           | 被保険者が、年金開始日前に不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき(特定感染症を直接の原因とする場合も含みます)        | 積立金相当額の10%    |          |

※高度障害保障はありません。

#### ★給付金をお支払いできない場合(免責事由)について

給付金のお支払事由が発生しても、つぎの場合にはお支払いできません。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ①免責事由に該当したとき
- ②告知していただいたことが事実と違っていたために、AIGスター生命がご契約を解除したとき
- ③重大事由によりAIGスター生命がご契約を解除したとき
- ④保険料のお払込がなく、ご契約が失効しているとき

#### ★円換算入金特約・円換算支払特約・円建年金に移行する場合の特則について

■円換算入金特約  
USD建の保険料等を換算基準日における当社所定の為替レートで換算した円貨額でお支払いいただける特約です。

##### 換算基準日と換算レート

| 対象  | 換算基準日  | 適用為替レート                              |
|---|--|--------------------------------------|
| ●ご契約者が当社の口座宛送金する場合<br>第一回保険料相当額<br>一時払保険料 | 払込日  | TTSレート(対顧客直物電信売相場)を上限とする<br>当社所定のレート |
| ●口座振替により払い込む場合<br>2回目以降保険料                | ●振替日が16日から月末のとき<br>振替日の属する月の10日<br>●振替日が1日から15日のとき<br>振替日の属する月の前月25日 |                                      |

※換算基準日が会社が指標として指定する金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。  
※TTSレート(対顧客直物電信売相場)とは、金融機関で円からUSDに交換するときの為替レートです。

■円換算支払特約  
USD建の死亡給付金等を換算基準日における当社所定の為替レートで換算した円貨額でお受け取りできる特約です。

##### 換算基準日と換算レート

| 対象                      | 換算基準日               | 適用為替レート                              |
|-------------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 死亡給付金<br>死亡一時金<br>解約返戻金 | 所定の書類が本店に到達した日の翌営業日 | TTBレート(対顧客直物電信買相場)を下限とする<br>当社所定のレート |

※換算基準日が会社が指標として指定する金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。  
※TTBレート(対顧客直物電信買相場)とは、金融機関でUSDから円に交換するときの為替レートです。

■円建年金に移行する場合の特則  
USD建の積立金を換算基準日における当社所定の為替レートで換算した円貨額を予定利率・予定死亡率等により計算した年金額でお受け取りできる特約です。

##### 換算基準日と換算レート

| 対象 | 換算基準日  | 適用為替レート                              |
|----|--|--------------------------------------|
| 年金 | 年金開始日の2営業日前<br>ただし、年金開始日の2営業日以後に、所定の書類が本店に到達した場合は、到達した日の翌営業日 | TTBレート(対顧客直物電信買相場)を下限とする<br>当社所定のレート |

※換算基準日が会社が指標として指定する金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。  
※TTBレート(対顧客直物電信買相場)とは、金融機関でUSDから円に交換するときの為替レートです。  
※くわしくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

#### ★配当金について

この保険に配当金はありません。

#### ★クーリング・オフについて

この保険は、ご契約のお申込みの撤回等を行うことができます。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

#### ★保険契約をお引受できない場合について

保険料をお払いいただいた後、ご契約をお引受できないことが判明した場合、保険料を原則USDで受領できる口座にUSDにてお返しいたします。**この場合、為替リスクがあり、返金額の円換算額が払込時の保険料を下回る場合があります。**

#### ★預金との違いについて

この商品は預金ではないため、預金保険機構の対象ではなく、生命保険契約者保護機構の対象となります。また、募集代理店が元本の保証を行うことはありません。

#### ★保険料の借入を前提としたご契約について

この商品の保険料に充当するために、金融機関等からの借入を前提として申し込まれた場合、契約のお引受はできません。

#### 生命保険募集人について

生命保険募集人は、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは、担当の生命保険募集人にお問い合わせください。  
生命保険募集人はお客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。  
生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができますので生命保険募集人の権限などに関しましてご確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

【お問合わせ先】  
AIGスター生命カスタマーサービスセンター 0120-160-414  
受付時間 月～金 9時～18時/土 9時～17時  
(祝日・年末年始を除く)

#### ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面」「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

〈「ご契約のしおり・約款」の記載事項の例〉

- お申込みの撤回等(クーリング・オフ)について
- 職業などの告知義務について
- 給付金などお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と解約返戻金について
- 契約内容の変更などについて

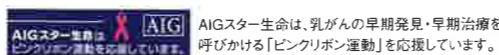
くわしくは無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)販売資格を持った担当者までご相談ください。

募集代理店

引受保険会社



〒130-8660 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー  
カスタマーサービスセンター ☎0120-160-414  
http://www.aigstar-life.co.jp



登録番号(AIGスター-A-07-511:2007.9)EY MC15001

USドル建年金保険

# オリオン

積立型

無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)

たしかかな未来が、見えてくる。

この「パンフレット」では、特に重要な事項(リスク情報、諸費用等)を赤字で記載しています。ご検討にあたっては必ずご確認ください。

募集代理店

引受保険会社



(2007.9改訂)





豊かな将来に向けて、円／USドルのバランスよい分散投資で備える。  
月々20,000円\*からはじめられる、AIGスター生命の『オリオン』、登場。

\*頭金あり、または保険料払込期間15年以上の場合

## AIGスター生命のUSドル建年金保険『オリオン』の特長

- 1** お手頃な金額からUSドル建の資産形成が可能です。  
月々2万円からお申し込みできます。  
※頭金あり、または保険料払込期間15年以上の場合。
- 2** 毎月お払い込みいただく金額を円貨で定めることができます。  
円換算入金特約を付加することで、毎月のお払込金額を円貨で一定額とすることが可能です。
- 3** 毎月の金利情勢を反映。最低保証もあり、安心です。  
積立金残高が10,000USドル以上であれば1.0%の積立利率が保証されています。(10,000USドル未満であれば0.1%)  
※ご契約を途中で解約された場合は解約返戻金がお払込保険料を下回る場合があります。
- 4** 保険料払込の中断、再開を行うことができます。  
積立金残高が10,000USドル以上であれば、保険料払込の中断、再開が可能です。  
※ただし、個人年金保険料税制適格特約を付加した場合は、ご契約から10年間は保険料払込の中断はできません。  
※個人年金保険料税制適格特約について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 5** ご契約のお手続きもカンタンです。  
職業告知のみで、医師による診査は必要ありません。
- 6** 個人年金保険料控除の対象となります。  
個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、毎年の所得税や住民税が軽減されます。  
※年金受取人がご契約者もしくはその配偶者の場合に限りです。  
※年金受取人が被保険者と同一の場合に限りです。  
※終身年金および年金受取開始が60歳以後の確定年金の場合に限りです。  
※税法上の取扱いについては、2007年8月現在のものので今後変更される可能性があります。くわしくは税務署や税理士等専門家にご確認ください。

**無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)「オリオン」には以下の費用がかかります。また、以下のリスクがありますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせて必ずご確認ください。**

ご契約者または受取人にご負担いただく費用について(くわしくは4～5ページをご覧ください。)

- 年金開始までの期間にかかる費用
- 年金支払期間中の費用
- 外貨の取扱いに必要な費用
- ご解約時にかかる費用(解約控除・市場価格調整)

お受取額がお払込保険料を下回る(損失が生ずることとなるおそれがある)場合について

- 解約返戻金について  
当年金保険には、ご契約を途中で解約されると、解約控除のほかに市場金利(10年米国債の平均利回りの月単位の平均)に応じて計算される市場価格調整が行われます。この市場価格調整は、契約時から解約返戻金の計算日までの平均市場金利が解約時に適用される市場金利に0.1%を加えた水準よりも低いときは、解約返戻金は減少するため、解約返戻金がお払込保険料を下回る場合があります。
- 為替リスクについて(くわしくは5ページをご覧ください。)  
USドル建の契約を円貨でご入金またはお受取りの場合は為替リスクがあります。また、外国為替相場に変動がない場合でも、適用される為替レートの差(USドルを購入する際に使用するレート-USドルを売却する際に使用するレート)だけご負担が生じます。為替リスクにより年金等のお受取総額がお払込保険料を下回る場合があります。為替リスクはご契約者または受取人に帰属しますので、ご注意ください。

分散投資で将来に備える。  
安定した資産づくりをめざし、世界の基軸通貨・USドルで資産を持つ。

毎月見直される積立利率。  
積立利率は毎月見直されるから金利情勢を反映できる。

月払で手軽にスタート。  
円でのお払い込み・お受け取りがOK。月々2万円から手軽にはじめられる。  
※特約を付加する必要があります。



# オリオン

USD建で、資産増加を狙います。

積立金の運用は、USDで行います。

※円換算時には為替リスクがありますのでご注意ください。(5ページをご覧ください。)

月払で無理なくはじめられます。

月々20,000円\*からお申し込みできます。

※頭金あり、または保険料払込期間15年以上の場合。

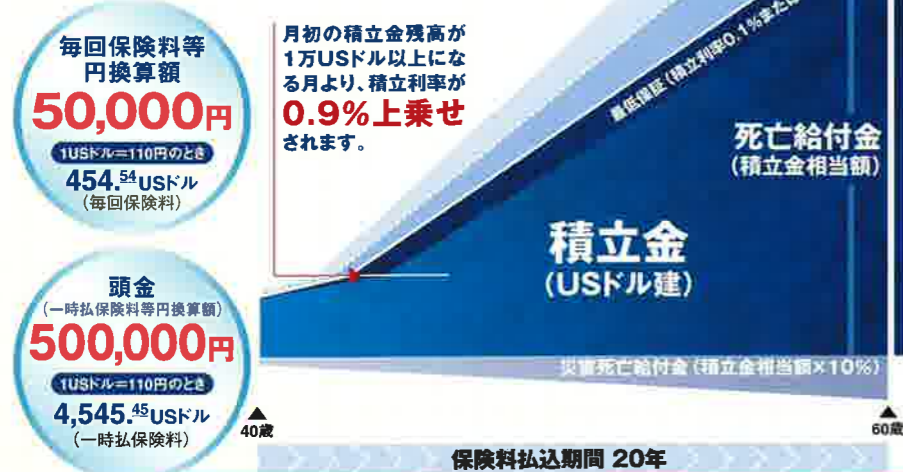
**ご契約例1**

契約年齢.....40歳 男性  
 保険料等円換算額(口座月払).....50,000円  
 保険料払込期間.....20年  
 年金受取開始年齢.....60歳  
 受取方法.....10年確定年金  
 円換算入金特約付加  
 契約日:2007年4月1日



**ご契約例2**

契約年齢.....40歳 男性  
 保険料等円換算額(頭金).....500,000円  
 保険料等円換算額(口座月払).....50,000円  
 保険料払込期間.....20年  
 年金受取開始年齢.....60歳  
 受取方法.....10年確定年金  
 円換算入金特約付加  
 契約日:2007年4月1日



※上記の年金原資・年金額はそれぞれの積立利率が年金開始時まで常に一定であった場合の数値で将来のお支払をお約束するものではありません。  
 ※上記ご契約例はお申し込み時・お受取り時に適用される為替レートがともに110円の場合の数値です。実際にはお申し込み時・お受取り時には為替手数料がかかります。為替レートに変動がない場合でも為替手数料分のご負担が生じますので、お受取円換算額がお払込円換算額を下回る場合があります。くわしくは5ページをご覧ください。  
 ※ご契約例の年金原資・年金額はこの為替レートが適用された場合の金額であり、将来のお支払いをお約束するものではありません。  
 ※円でお支払いの金額を定めていますので、毎月のUSD建の保険料は変動します。  
 ※為替相場の変動により、お受取額がお支払いいただいた保険料額を下回る場合があります。当年金保険にかかる為替リスクは、ご契約者または受取人に帰属します。  
 ※上記の年金原資・年金額は所得税等お受け取りの際にかかる税金は考慮していません。

**積立金について**

運用実績に基づき、積立利率を毎月見直します。

- 運用方法  
資産運用対象は高格付のUSD建債券を中心とします。
- 積立利率とは  
この保険の資産である積立金に付利する利率を「積立利率」といいます。積立利率は、他の保険と区分経理されたこの保険の資産の前々月の運用実績に基づき、毎月見直されます。
- 最低保証利率  
積立金残高10,000USD未満.....0.1%  
積立金残高10,000USD以上.....1.0%

**年金受取例 (10年確定年金の場合)**

年金受取総額  
約**122,215**USD  
(積立利率=最低保証利率のとき)

約**151,337**USD  
(積立利率=最低保証利率+2%のとき)

約**12,221**USD  
約**12,221**USD

※年金額は当年金保険の加入時点で定まるものではありません。上記年金受取例(USDのお受け取り)における年金開始後の予定利率は0.5%(最低保証利率)を使用しています。実際の年金額は、年金開始日において適用される予定利率・予定死亡率等により計算されます。

選択: 一括受取 / 年金受取

**年金受取例 (10年確定年金の場合)**

年金受取総額  
約**127,860**USD  
(積立利率=最低保証利率のとき)

約**159,753**USD  
(積立利率=最低保証利率+2%のとき)

約**12,786**USD  
約**12,786**USD

※年金額は当年金保険の加入時点で定まるものではありません。上記年金受取例(USDのお受け取り)における年金開始後の予定利率は0.5%(最低保証利率)を使用しています。実際の年金額は、年金開始日において適用される予定利率・予定死亡率等により計算されます。

選択: 一括受取 / 年金受取

**ご契約について**

0歳~80歳を対象に、月々最高50,000円。

- 契約年齢(被保険者年齢)  
0歳~80歳
- 保険料払込期間  
10年~40年  
▶年払込の場合:10・15・20・25・30年から選択  
歳払込の場合:50・55・60・65・70・75・80・85・90歳から選択
- 保険料払込満了から年金開始までの据置期間(ご契約時に設定)  
最長5年(1年単位で設定可能)
- 保険料等円換算額  
月払 20,000円~50,000円(1,000円単位)  
頭金 300,000円~60,000,000円(10,000円単位)

| 月払                 | 保険料等円換算額        |
|--------------------|-----------------|
| 保険料払込期間<br>10年~14年 | 30,000円~50,000円 |
| 15年~40年            | 20,000円~50,000円 |
| 頭金あり               | 20,000円~50,000円 |

■保険料払込方法  
口座振替

※契約時から年金開始までの期間は、保険料払込満了から年金開始までの据置期間を含め、最長で40年かつ被保険者が90歳までとなります。

**キャッシュバリューについて**

ご契約例1の場合 (単位:USD)

| 経過年数(年) | 払込保険料累計額 | キャッシュバリュー   |                |                |
|---------|----------|-------------|----------------|----------------|
|         |          | 積立利率=最低保証利率 | 積立利率=最低保証利率+1% | 積立利率=最低保証利率+2% |
| 1       | 5,455    | 4,412       | 4,436          | 4,460          |
| 3       | 16,364   | 15,480      | 15,721         | 15,967         |
| 5       | 27,273   | 26,562      | 27,253         | 27,966         |
| 10      | 54,545   | 56,865      | 59,874         | 63,092         |
| 15      | 81,818   | 87,548      | 94,660         | 102,533        |
| 20      | 109,090  | 120,711     | 134,110        | 149,474        |

■キャッシュバリューの定義は次の通りです。  
 ご契約時から10年経過時点まで.....市場価格調整適用前の解約返戻金額  
 10年経過以降.....解約返戻金額  
 年金受取開始時.....年金原資

※上記の数値はそれぞれの積立利率が、年金開始時まで常に一定であった場合を例示しています。  
 ※記載されている数値は、為替レート、積立利率によって変動しますので、将来のお支払をお約束するものではありません。  
 ※実際にお受け取りいただく解約返戻金額は、市場価格調整を適用した後の金額となります。  
 ※契約形態等により、解約返戻金等に課税されることがあります。

**お支払い・お受け取りについて**

お支払いは円、お受け取りは円またはUSDよりお選びいただけます。

- 円換算入金特約  
USDの保険料を、円に換算した金額で払い込みいただけます。
- 円換算支払特約  
USDの解約返戻金や死亡給付金等を、円に換算した金額で受け取ることができます。
- 円建年金に移行する場合の特則  
USDの年金原資を円に換算することで、年金を円で受け取ることができます。
- 上記特約を付加した場合は、USD口座開設は不要です。



※円貨との換算レートについては、裏表紙をご覧ください。  
 ※USDで年金・給付金等をお受け取りの場合は、金融機関によっては手数料がお客様負担となります。

**死亡保障について**

万一の時の保障もついています。

- 年金支払開始日前の病気死亡時  
死亡日の積立金相当額を死亡給付金としてお支払いします。
- 年金支払開始日前の不慮の事故等による死亡時  
死亡日の積立金相当額の10%を災害死亡給付金として死亡給付金に上乘せしてお支払いします。
- 年金支払開始日以後の死亡  
裏表紙をご覧ください。

**ご解約について**

解約返戻金額は以下の式によって計算されます。  
 くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

解約返戻金額 = [解約返戻金の計算日の積立金額] - [所定の解約控除①] - [市場価格調整による控除②]

①解約控除.....解約返戻金の計算日の積立金に以下の2種類の解約控除率を乗じて計算します。

| 経過年数             | 解約控除率1 |       |       |      |      |      |      |      |      |       |       |
|------------------|--------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
|                  | 1年未満   | 2年未満  | 3年未満  | 4年未満 | 5年未満 | 6年未満 | 7年未満 | 8年未満 | 9年未満 | 10年未満 | 10年以上 |
| 積立金残高10,000USD以上 | 8.0%   | 7.2%  | 6.4%  | 5.6% | 4.8% | 4.0% | 3.2% | 2.4% | 1.6% | 0.8%  | 0.0%  |
| 積立金残高10,000USD未満 | 27.8%  | 18.4% | 12.5% | 8.9% | 6.7% | 5.2% | 3.9% | 2.9% | 2.0% | 1.2%  | 0.0%  |

■解約控除率2:  
年金支払開始時まで一律 0.75%

②市場価格調整(MVA).....経過期間や市場金利動向によって変動します。契約時より10年間適用します。

※市場金利は、10年米国債の平均利回りの月単位の平均とします。  
 ※この市場価格調整により、契約時から解約返戻金の計算日までの平均市場金利が解約時に適用される市場金利に0.1%を加えた水準よりも低いときは、解約返戻金は減少します。  
 ※ご契約の一部のみを解約することはできません。  
 ※解約返戻金額を、円換算した金額でお受け取りの場合は為替リスクがありますのでご注意ください。(5ページをご覧ください。)  
 ※解約返戻金額はお払込保険料の合計より少ない金額となる場合がありますのでご注意ください。



## 諸費用について ※くわしくは「契約締結前交付書面」をご覧ください。

- ①年金開始までの期間にかかる費用…年金開始までの期間にかかる費用(ただし、繰延べを行った場合、繰延べ期間中を除く)として、積立利率算出のための運用実績利回りから資産運用のための運用費率、積立利率を最低保証するための保証費率、および予定事業費率(積立金残高が10,000USD未満の場合、合計2.9%、10,000USD以上の場合、合計2.0%)が差し引かれます。
- ②年金支払期間中の費用…年金支払開始以後、年1回、費用(年金額の1.0%)が差し引かれます。
- ③外貨の取扱いに必要となる費用…円換算入金特約を付加してUSD建の保険料を円貨でご用意される場合は、為替手数料として1USD当り1円がかかります。また、円換算支払特約を付加、円建年金に移行する場合の特則を適用してUSD建の年金・死亡給付金等を円貨でお受取りになる場合には、為替手数料として1USD当り60銭がかかります(2007年8月現在。この為替手数料は将来見直される場合があります)。また、USD建で保険料を送金いただく場合の送金手数料や外貨で年金・死亡給付金等をお受取りになる場合の外貨取扱手数料(リフティングチャージ)はご契約者または受取人のご負担となります。
- ④ご解約時にかかる費用…ご解約時に積立金から解約控除(経過年数と積立金残高に応じて解約控除率は0.75%~28.55%)、市場価格調整による控除が行われます。

## 為替リスクについて

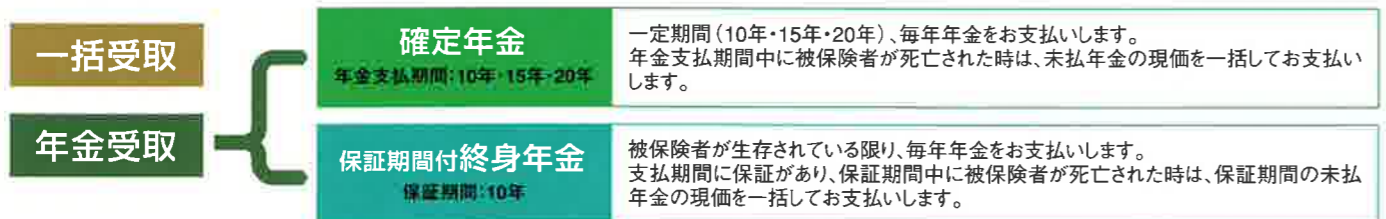
- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
- 当年年金保険は、為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金・死亡給付金等の支払時における為替相場により円貨に換算した年金・死亡給付金等の額が、保険契約締結時における為替相場により円貨に換算した年金・死亡給付金等の額を下回る場合があります。
- また、円貨によるお払込み、お受取りの場合には、外国為替相場に変動がない場合でも、適用される為替レートの差(外貨を購入する際に使用するレート-外貨を売却する際に使用するレート)だけご負担が生じますので、お受取円貨額がお払込み円貨額を下回る場合があります。
- 為替相場の変動により、お受取額がお払込みいただいた保険料額を下回る場合があります。当年年金保険にかかる為替リスクは、ご契約者または受取人に帰属します。

## 年金支払開始日を繰延べることができます。

- 最長3年かつ被保険者が最長で90歳を限度に年金開始日を繰延べることができます。繰延べ期間中はいつでも、年金受取を開始することができます。繰延べ期間中には当社所定の利率が適用されます。なお、繰延べ期間中に災害死亡給付金はありせん(死亡された場合は、積立金相当額をお支払いいたします)。

## 年金の受取方法を選択することができます。

一括受取のほかに、年金受取は2タイプの方法からお選びいただけます。



- ※年金受取開始後は、年金受取方法を変更することができません。
- ※保証期間付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が45歳以上の場合のみご選択いただけます。
- ※契約時等に選択された年金種類であっても、年金開始日に最低年金額(600USDまたは60,000円)を満たさない場合は年金種類を変更していただくか一括でのお受取りとなります。

## 円でもUSDでもお受け取りができます。



- 年金お受け取り時に選択された通貨は、年金開始以後変更できません。
- 換算時の為替レートに応じて円換算額が変動しますので、為替リスクにご注意ください。

## カスタマーサービスセンターについて

| ご確認事項            | 電話番号/営業時間  |
|------------------|--|
| 円換算入金特約用為替レート    | ☎0120-654-106 受付時間 10時半~14時半<br>(土・日・祝日・年末年始を除く)       |
| その他、各種ご請求、お問い合わせ | ☎0120-160-414 受付時間 月~金 9時~18時/土 9時~17時<br>(祝日・年末年始を除く) |

## 税金のお取扱いについて

当年年金保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税法上の取扱いについては円建の生命保険と同じになります。USDによる保険料のお払込み、年金等のお受け取りの場合は次の基準によりUSDを円貨に換算した上で、従来の円建生命保険と同等に取り扱います。

| 科目             | 円換算日     | 換算時為替レート                 |
|----------------|----------|--------------------------|
| 保険料            | 保険料の額収日  | TTMLレート(対顧客直物電信売相場仲値)    |
| 年金             | 支払事由の発生日 |                          |
| 死亡給付金<br>死亡一時金 | 支払事由の発生日 | TTBLレート(対顧客直物電信買相場) *1   |
| 解約返戻金          | 解約効力の発生日 | TTMLレート(対顧客直物電信売相場仲値) *2 |

\*1 所得税の対象となる場合の換算為替レートはTTMLレートとなります。  
\*2 源泉分離課税の対象となる場合の換算為替レートはTTBLレートとなります。

- ※TTMLレート(対顧客直物電信売相場仲値)とは、金融機関が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値です。
- ※TTBLレート(対顧客直物電信買相場)とは、金融機関でUSDから円に交換するときの為替レートです。
- ※円換算入金特約を付加した場合、保険料は当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
- ※円換算支払特約を付加した場合、解約返戻金等は当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
- ※円建年金に移行する場合の特則を適用した場合、年金は当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
- ※確定年金を選択し、契約時より5年以内に解約した場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。
- ※当保険の税法上の取扱いは、USDを円貨に換算した上で、円建生命保険と同等に取り扱います。  
したがって、税金を考慮した後のお受け取り額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下回ることがあります。
- ※税法上の取扱いについては、2007年8月現在のもので今後変更される可能性があります。くわしくは税務署や税理士等専門家に確認ください。

## Q & A

### Q1 月払でのメリットは何かありますか?

#### A 「ドル・コスト平均法」効果を活かします。

ドル・コスト平均法とは為替レートの変動に関係なく、定期的に一定額で外貨を購入しつづける手法です。本商品は毎月お払込みいただく金額を円貨で一定額としておりますので毎月決まった金額を投資するドル・コスト平均法を活用でき、円安の時は少なく、円高の時は多くUSDを積み立てます。結果として、平均すれば買付け単価を引下げる効果があり、為替相場の変動リスクを軽減させることができます。

### Q2 保険料の払込みができなくなった場合は、どうすればよいのでしょうか?

#### A ご契約者からの申し出があれば保険料払込の中断を行うことができます。

積立金残高が1万USD以上であれば保険料払込の中断、再開を自由に行うことができます。保険料払込の中断をご活用することにより、保険料のお払込みが一時的に困難になった場合もご契約を継続させることができます。万一保険料のお払込みがないまま満期期間が満了した場合、積立金残高が1万USD以上であれば、自動払済年金保険への変更を行います。

- ※ただし、個人年金保険料税制適格特約を付加した場合は、ご契約から10年間は保険料払込の中断、自動払済年金保険への変更はできません。
- ※自動払済年金保険への変更日から3ヵ月以内であれば保険料の払込を再開できます。

### Q3 税制面でのメリットは何かありますか?

#### A 個人年金保険料控除の対象とすることができます。

所定の条件を満たし、個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、一般の生命保険料控除とは別枠で、個人年金保険料控除の対象となり、毎年の所得税や住民税が軽減されます。

- ※ただし、個人年金保険料税制適格特約を付加した場合は、ご契約から10年間は保険料払込の中断はできません。
- ※年金受取人がご契約者もしくはその配偶者の場合に限りです。
- ※年金受取人が被保険者と同一の場合に限りです。
- ※終身年金および年金受取開始が60歳以後の確定年金の場合に限りです。
- ※税制は2007年8月現在のもので、今後変更される可能性があります。くわしくは税務署や税理士等専門家に相談ください。